

【アメリカ】深刻な伝染病による旅行制限等を受けた消費者への補償を航空会社に義務付ける連邦規則

海外立法情報課 中川 かおり

＊2024年4月26日、深刻な伝染病により政府機関に旅行を禁止された消費者等に対し、航空運賃価額を下回らない補償を航空会社に義務付ける連邦規則が制定された。

1 経緯

2024年4月26日、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の深刻な伝染病に関連して政府機関により旅行を禁止された消費者、米国疾病予防管理センター（CDC）等の公衆衛生指針に沿って医師から旅行しないよう勧告された消費者等に対し、航空運賃の価額を下回らないフライトクレジット¹又はバウチャー（以下「フライトクレジット等」）の提供を航空会社に義務付ける連邦規則²が制定された（同年6月25日施行）。この規則は、パンデミックを考慮して旅行を断念した払戻不可の航空券を持つ消費者から、連邦運輸省に多数の苦情が寄せられたこと等を受けて制定されたものである³。同省によれば、この規則以前には、航空機が正常に運航する場合においては、搭乗しなかった払戻不可の航空券を保持する消費者に対し、航空会社がフライトクレジット等を提供する義務を負うことはなかった⁴。

2 概要

（1）目的（連邦規則集第14編（以下略）第262.1条）

深刻な伝染病⁵を理由として、アメリカの連邦、州若しくは地方自治体の、若しくは外国の政府機関（以下「政府機関」）により旅行が制限され、若しくは禁止される⁶消費者又はCDC若しくは世界保健機構（WHO）が発出する公衆衛生指針に沿って、資格のある医師等⁷により、当該伝染病から消費者自身若しくは他者を保護するために旅行しないよう勧告された消費者に対し、この者の請求を受けて、航空会社⁸はフライトクレジット等の提供を保障する。

（2）フライトクレジット等の発行（補償）の要件（第262.4条、第262.5条）

航空会社は、次の3つの場合には、発行日から5年以上有効で、譲渡可能なフライトクレジ

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年12月4日である。

¹ 購入済みのチケットの価額を、将来の旅行予約に使用できるように一時保持する電子バウチャーを指す。

² Department of Transportation, “Refunds and Other Consumer Protections,” 89 Fed. Reg. 32760 (April 26, 2024). このほか、航空会社に、欠航便等について、消費者に払戻しを受ける権利を開示し、一定の場合に消費者の請求なく自動的に運賃払戻しを行うよう求める等を内容とする。中川かおり「【アメリカ】欠航便の運賃払戻しを受ける消費者の権利等に係る連邦規則」『外国の立法』No.301-1, 2024.10, pp.10-11. <<https://doi.org/10.11501/13759542>>

³ これらの者からの苦情は、2020年1月のパンデミック発生からの18か月間に同省に寄せられた航空会社の払戻しに関する苦情の20%を占めた。Department of Transportation, *ibid.*

⁴ *ibid.*, 89 Fed. Reg. 32760, 32808 (April 26, 2024).

⁵ CDC 局長又は WHO 事務局長が認定する伝染病のうち、呼吸器障害、臓器損傷等の深刻な健康障害を生じさせ得る、かつ、旅客航空機内で隣席に座る、握手をする、話をする等の通常の接触により容易に感染し得るものをいう。連邦規則集第14編第262.2条。

⁶ 「自宅待機命令、入国制限、国境封鎖等」が例示されている。同編第262.1条。

⁷ 患者の診断又は治療を行う資格のある者で、医師のほか、上級看護師（医師の監督なく一定の医療行為ができる看護師）、医師の助手等を含む。前掲注(5)

⁸ アメリカと外国との間又は国内の2地点の間の定期旅客機を運航する国内外の航空会社をいう。同上

ット等を提供しなければならない。

(i) 政府機関による制限等の場合

①深刻な伝染病に関連し、政府機関の制限又は禁止を理由として、②消費者がアメリカと外国との間若しくは国内の旅行を禁止され、又は消費者の旅程に示される目的地において旅行期間の 50%を超えて消費者の隔離が義務付けられる場合であって、③消費者の旅程の出発地若しくは目的地で公衆衛生上の緊急事態⁹が宣言される前に、又は当該緊急事態が宣言されない場合には消費者の旅程の出発地若しくは目的地に適用される政府機関による旅行の禁止若しくは制限が課される前に、航空券を購入しているときをいう。

その場合には、航空会社は、その旅行の禁止又は隔離の義務付けを証明する、該当する現行の政府機関の命令書等の提出を消費者に求めることができる。

(ii) 医師が消費者の健康を保護する必要があると勧告する場合

①消費者の旅程の出発地又は目的地に適用される公衆衛生上の緊急事態が存在し、②消費者が当該緊急事態の宣言前に航空券を購入しており、③消費者が当該緊急事態の期間に旅行する予定で、④資格のある医師等が消費者自身を深刻な伝染病から保護するために空路で旅行をしないよう勧告する場合をいう。

その場合には、航空会社は、次の両者を満たす有効な診断書¹⁰の提出を消費者に求めることができる。a) 発行の日付が、該当する公衆衛生上の緊急事態宣言の後かつ旅行予定日前 1 年以内であること。b) 資格のある医師等の資格に関する情報を含むこと。

(iii) 医師が他者の健康を保護する必要があると勧告する場合

①当該緊急事態の存否にかかわらず、消費者が深刻な伝染病に既に患っているか、又は患っているおそれがあり、②その状況で商用航空機により旅行することは他者の健康に直接的な脅威を及ぼし得ることを理由として、③資格のある医師等が消費者に空路で旅行をしないよう勧告する場合をいう。

その場合には、航空会社は、次の両者を満たす有効な診断書¹¹の提出を消費者に求めることができる。a) 発行の日付が、深刻な伝染病の感染期間に関する最新の医学的知見及び CDC 等が発出する該当する公衆衛生指針により判断される、旅行日に近い日付であること。b) 資格のある医師等の資格に関する情報を含むこと。

(3) フライトクレジット等の価額（第 262.6 条）

航空会社は、消費者にフライトクレジット等が提供される資格があると確認した場合には、航空運賃（政府機関が課す税金及び手数料並びに航空会社が課す料金及び消費者が利用しなかったサービスに対して事前に支払われた附属サービス手数料を含む。）の価額を下回らないフライトクレジット等を迅速に発行しなければならない。

⁹ 伝染病の地域的、国内的又は国際的なまん延の重大な可能性がある等と CDC 局長が判断する事態、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態と WHO 事務局長が判断する事態等。連邦規則集第 42 編第 70.1 条。

¹⁰ 資格のある医師等が、消費者（原文は individual. 以下、脚注について同じ。）の健康状態及び関連する深刻な伝染病に関する最新の医学的知見に基づき、当該伝染病から消費者の健康を保護するために、現行の公衆衛生上の緊急事態の間は商用航空機で旅行すべきではないとする専門家としての見解を示す書類をいう。

¹¹ 資格のある医師等が、消費者の健康状態及び関連する深刻な伝染病に関する最新の医学的知見に基づき、消費者が深刻な伝染病に既に患っているか、又は患っているおそれがあることを理由として、深刻な伝染病から他者の健康を保護するために、消費者が予定された旅程で商用航空機により旅行すべきではないとする専門家としての見解を示す書類をいう。